

総会

配布：一般

2011年2月11日

第65会期

議事日程議題 20(a)

総会決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/65/436/add.1)]

65/154 国際水協力年、2013

総会は、

世界水の日¹の遵守に関する1992年12月22日の総会決議47/193、2003年を国際淡水年と宣言した2000年12月20日の総会決議55/196、世界水の日を始めるために、2005年～2015年を「命のための水」国際行動の10年と宣言した2003年12月23日の総会決議58/217、2004年12月22日の総会決議59/228、2008年を国際衛生年と宣言した2006年12月20日の総会決議61/192 および国際行動の10年の実施についての中間の包括的な再検討に関する2009年12月21日の総会決議64/198を想起し、

国際年と記念祭に関する1980年7月25日の経済社会理事会決議1980/67 および国際年の宣言に関する1998年12月15日の53/199と2006年12月20日の61/185の総会諸決議も想起し、

環境と開発に関するリオ宣言¹およびその全ての諸原則、アジェンダ21²、アジェンダ21の一層実施のための計画³、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言⁴、持続可能な開発に関する世界サミットの実施計画（ヨハネスブルグ実施計画）⁵並びにミレニアム開発目標に関する総会のハイレベル本会合の成果文書⁶とそこになされた誓約もまた想起し、

水は、環境保全および貧困と飢餓の撲滅を含む、持続可能な開発にとって重要でありまた人の健康と福祉にとって絶対的に必要なものでありそしてミレニアム開発目標を達成するための中心であることを強調し、

¹ 1992年6月3-14日、リオ・デ・ジャネイロ、環境と開発に関する国際連合会議報告書、第I巻、会議で採択された諸決議（国際連合出版、Sales No. E.93.I.8 and corrigendum）、決議1、添付文書I

² 前掲書、添付文書II

³ 決議 S-19/2、添付文書

⁴ 2002年8月26日-9月4日、南アフリカ、ヨハネスブルク、持続可能な開発に関する世界サミット報告書（国際連合出版、Sales No. E.03.II.A.1 and corrigendum）、第1章、決議1、添付文書

⁵ 前掲書、決議2、添付文書

⁶ 決議65/1を見よ。

国際連合ミレニアム宣言⁷に含まれたものを含む、水と衛生に関する国際的に合意された開発目標および安全な飲料水を手に入れまたは買う余裕のない人々の割合を 2015 年までに半減する目標を達成することを決意したこと並びに基本的な衛生施設を利用できない人々の割合を半減した先進諸国の支援を得て、2015 年までに統合的な水資源管理と水の効率化案を策定するヨハネスブルク実施計画に規定された目標を再確認し、

水および衛生施設に対する人権に関する 2010 年 7 月 28 日の総会決議 64/292 を想起し、

2010 年 9 月 30 日の人権理事会決議 15/9⁸もまた想起し、

水および衛生施設の問題に関する持続可能な開発委員会の第 12、13、16、並びに 17 会期の成果と活動を歓迎し、

世界水の日の 2010 年 3 月 22 日に開かれた、行動のための国際 10 年の実施に関する総会の第 64 会期の双方向対話に留意し、

2010 年 6 月 8 日と 9 日にドゥシャンベで開かれた 2005 年～2015 年「命のための水」国際行動の 10 年の実施についての中間の包括的な再検討に関するハイレベル国際会議の活動にもまた留意し、

トルコのイスタンブールでの第 5 回世界水フォーラムの開催、2009 年 3 月 16 日から 22 日、に更に留意しまた 2012 年 3 月にフランスのマルセイユで開催されることになっている第 6 回世界水フォーラムに留意し、

世界的な気候変動と他の課題が水の量と質に重大に影響する一方で、安全な飲料水と基本的な衛生施設を継続的に利用できない人口の割合を半減する目標を達成することにおいて遅くそして一様でない進展により懸念が残りつつ、また、これに関連して、国際水協力年が、特にあらゆるレベルにおける対話と、適切な場合には、協力を強化することにおいて果たし得る重要な役割と国際行動の 10 年に対する重要な貢献を認識し、

1. 2005 年～2015 年「命のための水」国際行動の 10 年の実施についての中間の包括的な再検討に関する事務総長報告書⁹に留意する。

2. 2013 年水協力国際年を宣言することを決定する。

3. UN-ウォーターと協力した事務総長を招請しまた当該年の活動を組織するため適切な措置をとりそして当該年を実施することにおける加盟国を支援するためあらゆるレベルでの活動に関する必要な提案を策定する経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書の規定に留意する。

⁷ 決議 55/2 を見よ。

⁸ 総会公式記録、第 65 会期、Supplement No. 53A (A/65/53/add. 1) 第 2 章を見よ。

⁹ A/65/297

4. 全加盟国、国際連合システムおよび全ての他の関係者に対し、アジェンダ 21²、アジェンダ 21の一層実施のための計画³、国際連合ミレニアム宣言⁷およびヨハネスブルグ実施計画⁵に含まれた国際的に合意された水関連目標の達成を目的とした、適切な場合には、国際協力を通じたものを含む、あらゆるレベルでの活動を促進するため、並びにその重要性の認識を増すために当該年を利用することを奨励する。

5. 事務総長に対し、本決議の履行について総会の第 69 会期に総会に報告することを要請する。

第 69 回本会合
2010 年 12 月 20 日